

## 令和元年奈良市議会 12月定例会 本会議及び補正予算等特別委員会での質疑概要

## 【本会議】

No.	議員名	質問・意見内容	答弁者	答弁趣旨
1	山本 直子 議員	今回の条例改正の目的について	市民部長	条例に規定することにより、その役割や市との関係を明確にし、より一層地域自治協議会の取組の推進を図り、地域自治協議会と協働してまちづくりを進めていくという理念を広く市民に周知したい。
2	山本 直子 議員	地域自治協議会の活動拠点についての考え方について	市民部長	地域自治協議会の取組を進めるためには、事務所や会議室等、活動拠点となる施設が必要不可欠となる。既存の公共施設を有効活用することにより、地域自治協議会の拠点整備を行っていききたい。 地域の拠点施設としては、地域ふれあい会館が最も適したものであると考えており、同会館のある地域については、これを地域の拠点施設と位置付けていく。 地域ふれあい会館のない地域については、最適な施設を地域と協議の上で選定し、必要に応じて改修を行うとともに、地域ふれあい会館に移行していききたい。 移行できない施設については、当該施設の一部を貸与するなど、地域で自由に使用できる拠点施設の整備を行っていききたい。
3	山本 直子 議員	活動交付金についての考え方について	市民部長	今年度から、立ち上がり支援交付金という形で初期の活動支援を行っているところであり、3年を経過した後については、地域自治協議会に対する財政支援を行うため、事業を委託することによる支援を検討しており、具体的にどのような事業があるか、どのような事業が提供できるかを調査検討中。 また、各種団体への補助金等の一括交付を望んでおられる地区もあるので、既存の補助金等の交付方法についても検討している。
4	山本 直子 議員	役割と関係が、明確になっていない点は、何なのか、また、地域の自治連合会と地域自治協議会との関係はどのようになると考えているかについて	市民部長	条例化することにより、地域自治協議会の役割が法的に明確化されるものと考えている。 市民参画及び協働によるまちづくり条例の基本理念に基づくまちづくりを推進するにあたって、今回の条例改正で地域自治協議会を加えることにより、地域との連携協力をより幅広く進めていけるものと考えている。 なお、地区自治連合会は、地域自治協議会を構成する1団体であり、その中で役割を果たしていただくものと考えている。
5	山本 直子 議員	地域で自由に使用できる拠点施設の整備を行っていくということは、活動拠点については、奈良市が責任を持って場所を提供していくと理解していいのかについて	市民部長	既存の施設を利用する中で、可能な限り市が責任を持って提供していききたいと考えている。
6	山本 直子 議員	地域で委託事業を提供されて、財政活動ができる地域がどれだけあるのか。財政活動に地域格差ができてしまう懸念はないのかについて	市民部長	行政の提案する事業と地域から提案いただいている事業をベースに調査検討している。 どのような事業に取り組むか、あるいはその取組方法、運営内容等については、各地域自治協議会に委ねられるため、収益に地域差が出てくることも予想される。できる限りどの地区でも取り組んでいただけるような事業を十分に吟味し提供していききたい。 また、地域の特性に応じた自立に向けた取り組み等、財政支援以外の支援の必要性についても検討しなければならないと考えている。
7	山本 直子 議員	地域自治協議会に補助金等を一括交付する各種団体について	市民部長	まずは、地域自治協議会の中核となる、地区自治連合会、地区社会福祉協議会、自主防災防犯組織、民生委員・児童委員協議会に係る補助金等の一括交付を検討していると。 なお、地区社会福祉協議会については、当該補助金を交付している奈良市社会福祉協議会と協議を行っている。 その他の団体への補助金等については、各地区の意見も伺いながら、検討していききたい。
8	酒井 孝江 議員	市民参画及び協働によるまちづくり条例の地域自治協議会明記の意味について、本当の意味での「協働」について、十分に理解している職員は少ない。市民参画というものが理解できていない職員が多いと感じる。意識改革、レベルアップが不可欠だと思う。特に、職員のNPOに対する理解と協働に向けての意識改革への徹底した取り組み、研修が必要である。また地域自治協議会でもこれまでの自治会と違う行政との距離と自立の意識の変革が必要である。 地域自治協議会明記に伴う、これらの課題について市長はどうお考えか。	市長	職員がNPOに対して理解がないのではないかとということであるが、これまでも職員の理解を高めるため、特に協働型の行政を行っていくための意識改革を掲げた研修などを行ってきており、昨年度よりは、課長補佐級を対象として、全庁的な協働推進体制を確立することを目的とした研修を行っている。庁内外における、NPOも含めた、さまざまな地域資源とコーディネート力を身に付けることをテーマとした研修を実施した。まだ十分と言えないが、引き続き職員の協働に対する意識向上に努めていく。 次に、地域自治協議会の行政との距離と、自立の意識の改革の必要性について、地域自治協議会は、地域の課題解決を図り、住みよいまちづくりを推進するため、民主的な運営のもと自立した取組を行うことが重要。市としても、地域を代表する組織として認定することになるので、地域自治協議会と対等な関係を保ちながら、ともに連携・協働してまちづくりを進めていききたい。

No.	議員名	質問・意見内容	答弁者	答弁趣旨
9	森岡 弘之 議員	条例改正の経緯と目的について	市民部長	<p>平成21年7月に施行した本条例では、第21条において、「市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、審議会の意見に基づいて条例の改正その他必要な措置を講じるものとする。」と規定されており、その規定に基づき、平成25年度から条例の見直しを検討してきた。見直しの議論の中で、主に地域コミュニティ政策についての議論が行われ、その後、平成28年3月議会において、本条例に地域自治協議会に関する規定を追加する条例案を提案したが、当時は、議会のご理解を得られなかった。しかし、当時既に一部の地域で地域自治協議会設立の機運が高まっていたため、まずは市の内規である要綱により、地域自治協議会の取組を進めてきた。今年度になり、11の地区で地域自治協議会が設立され、要綱に基づく認定を行ったが、より一層地域自治協議会の取組を進めていくため、これまで条例に規定していた協働の相手方である市民、市民公益活動団体、事業者、学校に、地域自治協議会を加える形で、今回改めて条例改正を提案した。</p>
10	森岡 弘之 議員	既に条例に多様な主体のひとつとして明記されている「学校」つまり教育現場との連携はどのように認識しているか。	市民部長	<p>協働によるまちづくりを進めるためには、地域社会を構成する市民、市民公益活動団体、事業者、学校等の連携が必須であり、そんな中で学校の役割は非常に重要であり、例えば学校が地域の一員として市民と交わり、またその場所を地域や市民に開放することに努める事が必要と考えている。一方で学校数そのものが減少傾向にある事、また教職員の業務が本来の教育以外の分野に及んでおり、その負担が増大していることは認識している。このため国や各自治体、本市においても、教職員の働き方改革の取り組みを進めていると聞き及んでいる。今後も教育委員会と連携を密にし、教育現場に過度な負担がかからないよう調整を図っていく。また、各地区の地域自治協議会等へも教育現場の現状をお知らせし、教育現場の負担にならない連携、協働によるまちづくりの推進に努めていただくよう周知していく。</p>
11	森岡 弘之 議員	今回の条例改正について教育現場との共通認識を確認しているか。	市民部長	<p>今回の条例改正を提案するにあたり、教育現場の所管である教育委員会に対し、地域自治協議会の規定を盛り込む目的についての主旨説明を行うとともに、教育現場の現状も十分理解しながら、今まで以上に連携、協働によるまちづくりを進めていくという認識を確認したところである。</p>
12	森岡 弘之 議員	<p>平成31年1月に中央教育審議会が、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」との答申を出している。</p> <p>その中で、「学校における働き方改革の実現に向けた方向性」の項目の中の、教師の勤務の長時間化の現状と要因に言及している記述では、教師は授業以外の事務事業も一定程度になっており、保護者、PTAや地域との連携、通学路の安全確保や夜間の見回り指導など、様々な業務を担っている状況に言及している。</p> <p>また、適正な勤務時間の設定の項目の中では、教職員が確実に年休等を取得することができるよう、一定期間の学校閉庁日の設定を行うべきであるとの意見がみられる。</p> <p>さらに、これまで学校教師が担ってきた代表的な業務のあり方に関する考え方についての箇所では、地域ボランティアとの連携調整について、基本的には学校教師の本来の業務ではなく、学校以外が担うべき業務であると意見されている。</p> <p>今後、教育現場のあり方も変化していくことが予想される。このような点も踏まえ、今回の条例改正案については、教育現場の役割が明確になっているのかどうか、またその役割について地域における共通認識があるのかどうかの観点も含め、条例改正の妥当性について、後日行われる補正予算等特別委員会において、同僚議員よりさらに確認していく。</p>	—	—
13	横井 雄一 委員	第7条の市民公益活動団体とは、具体的に何を指すのか。	地域づくり推進課長	<p>自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体や、NPO法人、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行う団体のことをいう。</p>

No.	議員名	質問・意見内容	答弁者	答弁趣旨
14	横井 雄一 委員	今回追加する地域自治協議会とは、具体的に何を指すのか。	地域づくり推進課長	おおむね小学校区において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のもので構成されるものとしている。
15	横井 雄一 委員	同じような構成団体であるのにわざわざ地域自治協議会を条例に明記する理由は。	地域づくり推進課長	地域自治協議会はこれまで条例に規定していた協働の相手方である市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の団体等で構成された共同体である。今回の条例改正は、地域自治協議会を地域課題の解決に向けた新たな協議体として定義付け、一層取組を進めていくためのものである。
16	横井 雄一 委員	今回の条例改正において、8条の2の地域自治協議会の役割の中で、前2項に定めるもののほか、地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する事項は規則で定めるとあり、規則で定めるとあるが、条例で定めるものではないのか。	地域づくり推進課長	条例では、地域自治協議会に係る、大枠の基本的事項として定義及び役割について規定した。規則で定める内容は、設置要件や認定に際しての申請等の一連の手続のほか、市の責務の具体的な内容等を定めており、認定の手続においては、市長が決定権者であるため、市長が定める規則で規定することがふさわしいと考えている。規則では、認定の要件や地域自治協議会の組織及び運営の基本的事項も定めているが、あくまで条例で定める基本的事項の範囲内で、より具体的な内容を規定したものとなっている。なお、規則については、既に制定している「奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱」を廃止し、規則として改めて制定しようとするものである。
17	横井 雄一 委員	現在11地区で地域自治協議会が設立されている。設立に至っていない地区はまだ多い。その要因は何だと考えているのか。	地域づくり推進課長	地域自治協議会の設立に至っていない地域の中には、既存の仕組みで十分対応できているという地域や、地域自治協議会のしくみについて住民の理解が得られない地域もあると伺っている。また、将来的な見通しが見えない、必要性は理解するが担い手がない、逆に地域の負担が増えるのではないかという意見もある。市としては、全地区に地域自治協議会が設立されることが理想的であると考えているが、地域自治協議会設立への取組は、地域の理解をいただきながら進めることが重要であると考えている。今後、地域自治協議会を立ち上げられた先行地域の活動状況や成果を広報していくことにより、今は検討されていない地域でも立ち上げが進むよう支援を行うとともに、安定的に地域自治協議会を運営できるよう、今後の支援策を検討していく。
18	横井 雄一 委員	協議会を設置したいが、地区内に協議会の事務局を設置する適切なスペースを確保できないケースがある。市はどういった支援ができるのか。	地域づくり推進課長	市としては、既存の公共施設を有効活用することにより、地域自治協議会の拠点整備を行っていきたいと考えており、市の既存施設の中では、地域ふれあい会館が最も適したものであると考えている。地域ふれあい会館のない地域については、既存の公共施設の中で最適な施設を地域と協議の上で選定し、必要に応じて改修を行うとともに、地域ふれあい会館に移行していきたいと考えている。なお、移行できない施設については、当該施設の一部を貸与するなど、地域で自由に使用できる拠点施設の整備を行っていきたいと考えている。
19	横井 雄一 委員	飛鳥地区で設置するとすれば、どこが適切なのか。	地域づくり推進課長	飛鳥地区自治連合会においても、地域自治協議会の設立について検討しておられ、今年度新たなふれあい会館建設もしくはふれあい会館として国の施設の利用または市の既存施設の利用について要望書の提出があったが、現時点でお応えすることは難しいという回答をさせていただいている。市としても、今後も提供できる施設がないか検討していく事を約束し、連合会にも他の施設についてご提案いただけるようお願いした。
20	横井 雄一 委員	すでに地域自治協議会が設立している地区で、ふれあい会館等指定管理者が管理している施設内のスペースに設置する場合、例えば、水道光熱費、事務機器使用料、事務用品費などの経費など分担はキッチリできているのか。	地域づくり推進課長	地域自治協議会の拠点施設の水道光熱費については市が負担している。ふれあい会館内に地域自治協議会の拠点施設が設置されている場合は、ふれあい会館と地域自治協議会のそれぞれが運営に係る費用を区別して会計処理を行っている。

No.	議員名	質問・意見内容	答弁者	答弁趣旨
21	横井 雄一 委員	今後、指定管理料と協議会の補助金が重複して支払われるようなことはないかと断言できるか。	地域づくり推進課長	そのようなことがないように適切に対処していく。
22	階戸 幸一 委員	以前の条例改正が時期尚早として議会から指摘されたが、それ以後、これまでに担当課としてどのように進めてきたか。また、11地区が設立され地域自治協議会として活動されているが、地域では拠点施設がない、整備してほしいということも再三言われてきたが、現状どのようになっているか。	地域づくり推進課長	奈良市自治連合会が主体的に進めていただいております、市が支援することによって、11地区が設立された。一番必要な部分は活動拠点であり、現状の整備についてであるが、ふれあい会館を拠点としているところが5地区、公民館分館が3地区、公民館旧管理人室が1地区、幼稚園が1地区、集会所が1地区となっている。ふれあい会館はもともと地域拠点としての機能をもっている。公民館の旧管理人室については、ある程度改修を行って利用いただく。集会所についても、改修して利用いただいている。なお、分館の老朽化が進んでおり根本的な対策が必要な地区が1地区、今年度末に閉園する幼稚園を希望されているところが1地区あり、その2地区については、所管課を交えて対応を協議していく。
23	階戸 幸一 委員	拠点がなければなかなかできない。拠点があってもできないところもある。今の地縁組織との大きな違いは、行政の認定団体となること。条例ができることで、加速して設立地区が増えるのか、条例だけではなくもう少し時間がかかるものなのか、課長の認識は。	地域づくり推進課長	様々な課題があると考えている。任意団体ではなく市の認定する組織になるので、それによって活動を今まで以上にしやすい状況になることを期待している。条例改正によってすべての地域が推進することになるかということ、それぞれの地域色や地域の考え方があり、拠点や財源など、並行していろんな課題について支援していかなければ、地域自治協議会の設立地区の増加は望めないと考えている。
24	階戸 幸一 委員	学校に対してなかなか地域が入っていけない、地域自治協議会をやることにより学校の負担がかかるのではという声もあるが、教育委員会としてコミュニティスクールを今年度中に全校に設置するというになっている。地域が学校運営に対してものを言うだけでなく、学校運営の中の様々な問題に対して、学校の先生方への協力体制に入っていく。保護者によっては登下校は学校の問題であると考えている保護者もおられるが、登下校は学校の責任ではないというのが本来の考え方である。今の生活の中では保護者が見守りできない方もおられる中で、地域で見守りを行っている。地域の方々が学校の現状を理解することで、できるだけ地域でなんとかしようという機運が上がっていることは事実。コミュニティスクールや地域自治協議会の取組によって、学校へ地域が入っていく。市が認定した団体が学校に入っていくということになれば、学校もより受け入れやすいことになると考える。教師の負担が大きいという中で、業務の切り分けをまずしていき、教師がしなければならないところ、行政職員がしなければならないところ、民間でもできるところをはっきり住み分けできれば、必要なところに正規職員を配置して、それ以外は非正規職員で賄っていく、そしてそれは市民のためになる。市民のために目を向けているかどうか、行政サービスのあり方は、そこが根拠だと思ふ。本来のところ目を向けていけるかどうか、そこが大きな分岐点だと思ふ。 地域自治協議会は11地区が設立されたが、行政側は窓口一本になっていない。特に、教育委員会と市長部局。教師の負担も、地域はある程度支えることができるが、行政側の一元化をしっかり進めていただきたい。これに対して、副市長はどう考えるか。	副市長	地域自治協議会をつくるにあたり、行政の一本化の要望もいただいている。組織として1つにするのか、連携体制をどのようにするのかということもあるが、必要なことであり、今後しっかり取り組んでいきたい。
25	山口 裕司 委員	地域自治協議会が既に設立されているところが11ヶ所あり、設立を目指して準備をされているところが5地域ある。既に設立されているところは主にどのような議論が地域でされて設立されてきたのか。	地域づくり推進課長	地域自治協議会が設立されるまでには、地域の中で各種団体が集まって度重なる協議が行われてきたほか、市としても各地区でワークショップや説明会などを行ってきた。その中で、地域の課題やそれを解決するための方策、各種団体の取組の見直し、新たな担い手づくり、地域自治協議会の組織構成など、多岐にわたる議論がなされてきたと認識している。
	山口 裕司 委員	地域自治協議会に対してより積極的な先行地域で、設立に向けて協議が重ねられてきたということで、市としてもワークショップや説明会などの開催もしながら支援をされてきた。		
26	山口 裕司 委員	できているところの大半が今年の6月、7月に認定されている。まだ半年にも満たない状況であるので、十分な実績はまだこれからだと思ふが、この間の活動で課題などは集約されているのか。	地域づくり推進課長	設立後の課題として、まず、拠点施設が十分に整備されていないところがいくつかあり、早急に進めていく必要がある。また、事務負担の軽減のため各種団体の交付金の一括交付を求めのご意見や、その他3年間の協議会への交付金が終了後の収入源の確保などの課題があると伺っている。

No.	議員名	質問・意見内容	答弁者	答弁趣旨
27	山口 裕司 委員	実績という点では、もちろん十分なものはまだこれからだと思ふ。拠点施設、事務局を置く場所とか、活動する場所。交付金の問題、それらが終了後の収入源の確保という点での課題が言われている。拠点施設については、市の方でも支援していただくことが大切。その点は要望されている所から対策をとっていただくことが必要。	—	—
28	山口 裕司 委員	地域自治協議会を条例に位置付ける目的（意義）について。「地域自治協議会の役割や市との関係を明確にして・・・市として地域自治協議会と協働してまちづくりを進めていく」（12月議会山本議員質問への答弁）とのことだが、条例に位置付けないとそれはできないのか。	地域づくり推進課長	他市においては、条例でなく要綱によって本市の地域自治協議会に類する取組が行われている自治体もある。しかしながら、条例化することにより、その役割が法的に明確化され、本市の認定した団体として信用を得ることができ、それに伴い活動については責任を持って取り組んでいただくことができるものと考えている。
	山口 裕司 委員	必ずしも条例に明記しないといけないというわけではない。そういう他市もある。地域自治協議会の役割が条例に明記することにより、法的に明確になる。そして市が認定した団体という位置づけになるという点がある。		
29	山口 裕司 委員	地域自治協議会を条例に位置付けることによって既に地域自治協議会が設立された地域と設立がない地域に何か差が生じるのか。設立された地域にとってはどうなるのか、ない地域にとってはどうなるのか。	地域づくり推進課長	条例化によって直接的に地域に差が生じるものとは考えておりませんが、地域自治協議会が設立されている地域にとっては、法的な裏付けができることによって協議会の取組に対して地域住民の理解が得やすくなるとともに、新たな担い手の確保が期待できると考えている。 地域自治協議会が設立されていない地域にとっては、条例化をきっかけとし、地域自治協議会の設立に向け、前向きに取り組んでいただければと考えている。
30	山口 裕司 委員	地域に差が生じるということではない。しかし、条例化によって法的な裏付けが出来るという点と、市の認定を受けることに伴って一定の権限が伴ってくると思う。	—	—
31	山口 裕司 委員	地域における高齢化などがすでに各種団体の担い手という点でも影響がでている。このような中で地域自治協議会を設立し運営することに課題はないのか。	地域づくり推進課長	地域における担い手不足の問題は、全市的な問題として認識している。そのような状況の中で、地域自治協議会を設立し、様々な市民公益活動団体や事業者等の参画を得ることにより、新たな人材を発掘することができることとなると考えている。 また、各種団体の連携により、重複する活動を見直し、効率化することで負担を軽減し、結果として担い手不足の解消の一助になると期待をしているところである。
32	山口 裕司 委員	担い手の不足について認識されている。大きな課題となっている。地域自治協議会の設立によって、そうした活動を見直し効率化することができるということで、負担軽減をして結果的に担い手不足の解消につながっていくという点を期待しているということであった。しかし、屋上屋を重ねることにつながっていくのではないかと、地域の中で既にいろいろな活動で頑張っている方々が結果的に同じようなメンバーでしていかないといけないのではないかとという点もいわれている。担い手不足の解消につながるかは活動の中で期待されるのはわかるが、現実的には様々な厳しい側面があると思う。	—	—
33	山口 裕司 委員	補助金の一括交付について、各団体の運営に支障は生じないのか。	地域づくり推進課長	補助金の一括交付については、各協議会の中で十分に議論をしていただき、各種団体の総意として希望をされる地域から導入していくことを検討しており、各種団体の運営に支障が出ないよう進めていきたいと考えている。
34	山口 裕司 委員	どこでもそういう風にするというのではなく、地域の各種団体の総意として希望があった場合に一括交付をするということであった。希望されているので、地域自治協議会として交付金の管理や受入れは一定の体制を整えておられると思うが、一括交付となれば一定の金額になるので、どう管理するのか、参画団体への交付をどういう基準とするのかということが課題としてある。	—	—
35	山口 裕司 委員	改めて、今の時期に地域自治協議会を条例に明記する意義について。既に先行して設立している地域の実績、まだ設立に至らない地域での議論の進行状況、市民の理解など。	地域づくり推進課長	今年度より11地区で地域自治協議会がスタートし、取組が徐々に軌道に乗ってきている一方、「今は先行地区の様子を見ているところである」、「しくみについて住民の理解が得られない」などの理由から、設立に至っていない地域もある。 本市としては、地域自治協議会を条例に明記することで、地域自治協議会と協働してまちづくりを進めていくという理念を広く市民に周知したいと考えている。



No.	議員名	質問・意見内容	答弁者	答弁趣旨
36	山口 裕司 委員	市民にまだまだ浸透していない状況にあると思う。先行して11地区で設立されている。より積極的に地域自治協議会の必要性を認識されて、地域の中で議論を経て作られた団体なので、今後活発に活動されることが期待されるし、その地域にとっては地域自治協議会の存在が一定の役割を果たしていくという展望を持ってやられている。しかし一方で、そもそも必要性についてまだ十分理解が進んでいないところもあるし、これから準備をしていこうとしているところもあるし、地域によってさまざまな成り立ちや経過がある。地域自治協議会が出来たところは市の認定も受けて、一定の権限も得て、それに基づく交付金も受けて活動される地域と、これから準備をしようとか、その必要性がないと認識されている地域との間に、このことによって地域間で新たな分断や差別を作りかねない懸念される。地域自治協議会を作らない町は、まちづくりのあり方としてできていないという印象を与えかねない。なので、その点は慎重に対応する必要があると思うし、条例に明記するという点でいえば、今の段階で必要かという点でまだ課題があると認識している。もっともっと市民の間で必要性が議論されていくべきだと思うし、その必要性について市も積極的にアプローチをする必要があって、もっと成熟した段階で、条例にしていくことが必要があれば、その段階ということになると思う。	-	-
37	大西 淳文 委員	私は大安寺地区に実家があり、自治会長をしており、妻が会議等に出席している。会議等では活発な意見が出され、素晴らしい活動をされている。その名簿には自治連合会や各自治会、民生児童委員や自主防災防犯組織、万年青年クラブ、遺族会、消防分団、中学校、小学校、幼稚園、バンビーホーム、PTAの組織の代表が会長や理事として記載されており、このメンバーで地域の課題解決や事業に取り組んでいただいている。これが地域自治協議会になれば、何がどう変わるのか。	地域づくり推進課長	自治連合会については既に各種団体と連携がとれている地域もあればそうでない地域もあり、地域によって差がある。地域自治協議会は各種団体が連携するための仕組みであり、自治連合会は地域自治協議会を構成する一団体となり、その中で役割を果たしていただく。既に自治連合会で各種団体と連携がとれている地域については、現在の形を活かしながら、地域自治協議会へ移行していただくものと考えており、支援していきたい。
38	大西 淳文 委員	自治連合会だけではなく、色々連携して活動されており、これが地域自治協議会になっていくと思うが、明らかに違うところは、構成員が組織に加入している方から、地域全体になるのが大きく変わるところだと思う。地域自治協議会になれば、より構成員が広がるが、その方たちに対して地域自治協議会が出来たことを周知しないと活動になり、何も変わらなくなってしまう。認定されるときに、実行性が担保されているのか、確認しているか。	地域づくり推進課長	地域自治協議会の仕組みは、地域すべての住民が構成員ということで各種団体の担い手不足の解消であったり、まちをよくしていく中ですべての地域の方を巻き込んだまちづくりをすることが基本にある。現在は要綱で認定しているが、地域すべての方が構成員であるので、地域すべての方に地域自治協議会の活動や仕組みについて啓発すると謳っている。地域によって差はあるが、ホームページを立ち上げて情報発信を行ったり、地域ふれあい会館などの公共施設や市の広報版にチラシ等を掲示したり、広報紙の全戸配布を行うなどにより住民への周知を進めていただいていると確認している。ただ、すべての住民が確認しているかは把握していないが、地域自治協議会を設立されたところや地域自治協議会準備会を設立されたところについては、すべての住民に啓発していく姿勢で広報していただいていると解釈している。
39	大西 淳文 委員	認定された地区内で、自治連合会未加入の自治会が14あり、いくつかの自治会長に連絡して地域自治協議会について知っているか確認すると、知らないとのことだった。行政も入って、地域全体に広がるようにしたいとのことだが、きっちり周知していただいて、地域自治協議会は、地域の全部が構成員となり、活動に参加してほしいという形になる。パブリックコメントの中の意見であったが、屋上屋を重ねるとなってしまうというのではダメである。地区の全ての方にいかに周知していくかを、今後は行政としてしっかり見ていただきたい。資料要求した資料の規約の中には組織図があり、公募で理事や代議員を選ぶというようになっているが、できているかどうか把握されているか。	地域づくり推進課長	代議員や理事等の選出規定に公募住民が含まれている地区において、約半数の地区で実際に公募住民が代議員や理事などになっておられると確認している。現時点ではまだ公募されていない地域があるが、未加入自治会に広報等が届いていないことなどと同様に、現時点で公募されていない地域においても、今後取り組んでいかれるものと認識しているとともに、規約にあることや公募の必要性を感じているので、行政としても適切にお願いし支援・指導していく。
40	大西 淳文 委員	導入された趣旨は自治会の加入率が低くなってきている中で、地域全体をカバーして、担い手を増やしていこうということである。パブリックコメントの意見にもあったが、役割が重なったり、余計なことが増え参加しづらくなる。地域全体の方を巻き込まないと今の活動と何も変わらないとなるので、行政も指導して、機能するようにサポートしてほしい。	-	-

No.	議員名	質問・意見内容	答弁者	答弁趣旨
41	九里 雄二 委員	条例が平成21年7月に施行されて以降、平成28年3月議会で地域自治協議会に関する規定を条例に追加する改定案が提示された。そこで改定案に対して、わが会派として、自治会や自治連合会などをはじめとする多様な主体がそれぞれの地域のまちづくりを推進していくという趣旨は理解し支持するとしながらも、いくつかの理由によって条例の一部改正に対して反対討論を行った経緯がある。当時反対した理由の一つとして、改正案の第4条第2項「市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること」と並列規定がされている。地域自治協議会を構成する各主体間が対等という関係は理解できるが、各構成主体と地域自治協議会が対等というのは正しいのかという投げかけをした。今回もそのままの規定で上程されているが、改めてどのように認識されているのか。	地域づくり推進課長	条文において想定している地域自治協議会を構成する組織は、地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校などであり、地域自治協議会は、それらが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織である。 例えばNPO法人が地域自治協議会の構成団体になっている場合、そのNPO法人は、地域自治協議会の構成員であると同時に、元来のNPO法人としての独自性も保っていることから、地域自治協議会との関係性は対等であると考えているが、委員のご指摘については、市民参画及び協働によるまちづくり審議会にも意見を聴きながら、再度検証していきたいと考えている。
42	九里 雄二 委員	是非ともまちづくり審議会での意見聴取や検証を進めていただきたい。地域自治協議会設立の手引きがあり、その大前提として書いてあるのが、「地域自治協議会とは、住民自治によるまちづくりを行うための新たな地域コミュニティ組織のことである。」と書いてある。「地域自治協議会は、各地区の自治連合会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織が中心となり、地域で活動する各種団体や住民が連携して協働を行う」となっている。地域自治協議会に含まれる各構成団体がお互いに対等な立場でまちづくりに協力しあうということにとどめておく方が分かりやすいと思うので、その点も含めて協議していただきたい。	-	-
43	九里 雄二 委員	反対した理由の二つ目として、地域の多様な主体が地域自治協議会に対する理解が進んでいない中で、各条項に規定されている学校についても見直しをするか、解釈をつけ加えるなどの再考が必要としたが、その対応について。	地域づくり推進課長	平成28年3月以降もまちづくり審議会を複数回開催しているが、当時の反対理由項目に関する議論はなされなかったのが実情である。
44	九里 雄二 委員	4年近く前に指摘した点が、なかなか議論されないまま今に至っている。資料要求で、過去の検討委員会と審議会の議事録の学校に関する規定についての箇所を抽出してもらった。平成20年から平成21年にかけて学校に関して議論されたと見てとれる。平成22年以降、現在に至るまで議論されていない。本会議の一般質問において会派同僚議員からも質問させて頂いたが、教育委員会とはどのように調整されたか。	地域づくり推進課長	先の定例会において部長が答弁したとおり、教育現場の所管である教育委員会に対し、地域自治協議会の規定を盛り込む目的についての主旨説明を行うとともに、教育現場の現状にも配慮しながら、連携、協働によるまちづくりを進めていくという認識を確認したところである。 文科省から各教育委員会に通知が出され、学校における働き方改革についての取組を徹底するよう求められていることから、市としても文科省の方針に配慮し、学校の地域自治協議会への関わり方について整理を行い、地域自治協議会の取組が教師の負担増にならないよう進めていきたいと考えている。
45	九里 雄二 委員	学校における働き方改革が進められている中で、地域と学校および教職員の関わり方を具体的に定める必要があると思う。うまく機能させられなければ、働き方改革に逆行してしまうという危惧がある。	-	-
46	九里 雄二 委員	地域づくり推進課としては、学校と地域自治協議会とはどうあるべきと考えておられるか。	地域づくり推進課長	学校が地域自治協議会に参画することで地域との連携をより密にさせていただき、学校が施設の開放などにより地域の活動に協力する一方、例えば、学校行事の準備や運営に地域の方の参画をいただく等、学校の活動に対して地域の協力をいただくことで、学校の負担軽減につながる取組も可能と考えており、互いに協力し合ってより良いまちづくりをしていきたいと考えている。

No.	議員名	質問・意見内容	答弁者	答弁趣旨
47	九里 雄二 委員	<p>双方が協力し合っということで、一見そうあるべきだと思う答弁だと思ふ。次に、教育委員会の立場としての見解を地域教育課長に聞く。この課題をどのように認識し、どのように対応すべきと考えるか。</p>	地域教育課長	<p>教員の働き方改革については、先ほどもあった文部科学省の通知、学校における働き方改革に関する取組の徹底についてを踏まえ、市教育委員会では、勤務時間管理の徹底を行い、現状を把握するとともに、学校や教員が担う業務の明確化、適正化を進める必要があるが、現在、休日などの地域行事に、学校長を中心に教員が参加している実情もある。一方、これからの教育は、学校内で完結しようとするのではなく、地域の方々をはじめ、様々な分野の人材との協働が不可欠であり、そのためには、学校は日ごろから地域や社会とのつながりを大切に、連携・協働を深める努力が必要である。地域と学校の連携・協働を深める仕組みづくりとして、教育委員会では、地域で決める学校予算事業を平成22年から始めている。ここでは、地域の方々による子どもへの教育支援が始まり、例えば、学校図書館の地域の方々による運営支援など、子どもたちや教員にとって豊かな教育活動につながる支援が広がっている。また、国が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定めた学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールを、来年度4月よりすべての小中学校に整備するため、現在準備を進めている。この学校運営協議会は、校長が地域の方の中から推薦し、教育委員会が委嘱した委員の方々が集まり、学校長の学校運営方針に対して意見を述べ、承認を行う場であり、また学校運営に必要な支援に関して協議する場である。各地域で発足している地域自治協議会とこの学校運営協議会が、機能的につながり、地域の力が学校教育に注がれ、豊かな教育活動が展開されると同時に、地域連携を進める中、教員の働き方改革や、負担軽減などの課題解決をどのように図っていくのかなど、学校の運営について地域の方々の理解が深まり、力強いご支援をいただけることをめざし、さらなる連携を深めていきたい。</p>
48	九里 雄二 委員	<p>地域と学校がどのように関わり合っていくのがいいのか、それぞれがメリットを感じることができる、ウィンウィンの関係が成り立つことがいいのではないかというのわかるが、その行動体系を具体化していくことが必要ではないかと思う。コミュニティスクールや、学校の図書室に地域の方が入って整理をしていただくといった、地域が学校に向かって協力してもらうという例も紹介いただいた。学校にとって非常にメリットがあることだと思う。一方で、土日の地域行事があったときには、そこへの参画となれば負担が増えることになったり、しかし地域との協働の関係を深めないといけないので、やはり参加していかないとけないという、非常に悩ましい、協力はしないといけないし、働き方改革はしないといけないし、といったことが現実起こっているという実情がある。</p>	-	-
49	九里 雄二 委員	<p>資料要求した、条例策定過程から、議案118号の成案に至るまでの過程で「学校」規定に係る議論が分かる検討委員会及び審議会の議事録で、述べられた学校に関わるコメントについて、どのように認識され、どのように集約対応されましたか。</p>	地域づくり推進課長	<p>条例制定過程においては、検討委員会の委員の皆様方からも学校との連携については特に重要なものとの意見があり、教育現場と地域活動の関わりについての議論がなされる中で学校の役割を盛り込んでいく方向で検討が進められたと認識している。 その結果、現行の条例規定に学校の役割に関する規定が明文化されたものと考えている。 なお、議案118号の成案に至るまで、審議会の中では、ほとんど学校の見直しについての議論はなかったと認識している。</p>
50	九里 雄二 委員	<p>学校との連携が重要であるという認識があるものの、具体的な議論が十分なされていないのが現実である。みんなが協力し合っまちづくりをしていこうという流れの中で、ある種否定的な行動や意見は出しにくいというところもある。</p>	-	-
51	九里 雄二 委員	<p>2問目でお聞きしたが、各条項に規定されている学校についてやはり見直しをするか、解釈をつけ加えるなどの再考が必要と考えるが今後そのような考えはあるのか</p>	地域づくり推進課長	<p>先の定例会においても、ご指摘いただいたが、本条例規定が教育現場に与える影響について検証する必要もあることから、まずは、教育現場の現状・実態について教育委員会とも連携しその把握に努めていきたいと考えている。 そのうえで、今回いただいた意見も踏まえ、今後開催されるまちづくり審議会において、再度学校に担っていただく役割について議論いただき適切に対応していきたいと考えている。</p>



No.	議員名	質問・意見内容	答弁者	答弁趣旨
52	九里 雄二 委員	是非とも審議会に上程してこのテーマについて審議していただきたい。	—	—
53	九里 雄二 委員	市民部と教育委員会の兼ね合いは重要だと思うが、それぞれがそれぞれの動きをしながら、十分な連携が図られていないのではないかと危惧する。副市長から、今までの状況を踏まえて、これからの取組について一言お願いしたい。	副市長	特に学校との関係ということについては、地域課題の解決や、住みよいまちづくりの推進するにあたって学校に果たしていただきたい役割は大きなものがあると思う。しかし一方で、学校の本来の教育機関としての役割であったり、教職員の皆さんの本来の任務であったり、働き方改革の視点も非常に重要なものと考えている。これらに対立することではなく、そこを円滑に進めていくのが我々の姿勢ではあるが、今後、どのようなことが教育現場であるのか、その状況や課題を、市長部局と教育委員会と連携して把握しながら進めていくことが重要だと思っている。ご指摘いただいた2点も含めて、市としては新たな取組であるので、それ以外にもいろんな課題が出てくるかもしれないので、それらも含めて、今後の審議会などでしっかり議論してよりよい対応をしていきたい。
54	九里 雄二 委員	今自治会離れがどんどん進んでいく中であって、地域が中心となったまちづくりを進めていくという、ここにクローズアップしてきた地域自治協議会を機能させていくという点については、喫緊の課題であると思う。課題はたくさんあると思うし、地域全体の中で、また関係者それぞれの認識の一致が図られていない状態ではないか。教育委員会と市民部との連携というのがまだまだ十分図れていないということも感じる。 テーマとしては本当に重要なテーマであるし、進めていかないとけないが、まだまだ十分な認識が浸透していない、市民側にもこの地域自治協議会についての認識がまだまだ十分ではないだろうということもあるし、けっして問題点をなおざりにすることなく、しっかりと審議をしていただきたいと思う。 関係者がそれぞれのテーマの課題を認識して議論していくことが重要であるので、改めてその点を強く要望する。	—	—